

## 外資による日本の山林買収

外資による日本の山林買収、TDL22個分にも  
(2012年4月26日06時16分 読売新聞)

外国人や外国法人によって取得された日本国内の山林などの土地が、今月中旬までに少なくとも63件計1103ヘクタールに上ることが25日、読売新聞が47都道府県に行った調査で判明した。

ただ、外国人が日本企業の名義を借りて買収するケースも多数あるとされ、自治体が把握しているのは「氷山の一角」とみられる。

調査は先月末から今月にかけて実施。各自治体が把握している外資による土地買収や譲渡の件数と面積を尋ねた。国土利用計画法では1ヘクタール以上の土地を購入した場合の都道府県への届け出を義務付けているが、今回の調査ではそのほかに自治体が把握している譲渡などのケースも対象とした。

この結果、北海道での土地取得は東京ディズニーランド(51ヘクタール)の20個分に当たる57件計1039ヘクタールで、全国の取引面積の94%を占めた。全体の7割にあたる44件は、取得者が香港やオーストラリアなどアジア・オセアニア地域の法人・個人だった。租税回避地として知られる英領バージン諸島の法人が取得したケースも11件あった。

こうした外資による土地取得については、「水資源の買い占めではないか」と指摘する声もあり、北海道と埼玉県は、指定した水源地の買い取りについて事前届け出をさせる条例を3月に制定。山形、群馬、福井、長野の4県でも条例化を検討中だ。

外国人や外国籍の法人によって買収された山林面積は1,103ha。取得件数は63件、その国籍は中国、シンガポール、香港、マレーシアなど。

買収された山林は、北海道1,039ha、群馬県43.2haなど。一方、2040年には世界の水資源は限界に達し「水戦争」が本格化するとの予測も。

今求められていることは、山林経営・管理に対する意欲を盛り上げることと、一方、小規模・地区外所有者で経営意欲が低い所有者の方の山林を、地域の人が手の届くような形にしておくことです。

そのために、山林(林地)の集約化とともに、山林の長期管理受委託制度の早期実施が求められています。

法的な部分をはじめ多くの課題がありますが、山林所有者の方はもちろんのこと、地域住民がもっともっと山林に関心を持ち、森林資源の活用について理解し地域の再生の原動力としての認識を共有し、全国に先駆けた山林のまち「日南町」ブランドを作りたいと考えます。

### 追記 最近の話題から

#### 「所有者不在村の山林管理制度構築事業」の動き

平成23年度から鳥取県新しい公共の場づくりモデル支援事業として取り組んでおります。この日南の森林だよりの発行もその一環となっています。今年二年目になり、一つの方向性を出す必要があります。

不在村の山林所有者の方や地域内の方にも山林経営を負担に感じられ、特に、次の世代に任せることに難しさを感じておられる方もおられることについて、取り組むべき課題であると認識しております。また、情報発信の大切さも感じております。

なお、次年度以降の情報発信等についても継続していくべきものと考えています。

そのやり方としては、会員制といった方式もあろうかと思えますし、普段の気安い窓口的な仕組みもあろうかと思えます。

現在、夏に行ったアンケートをもとに、了解を得られた方にお話を伺いに行くことを実施しております。いろいろなご意見をいただくなかで、具体的な管理の仕組みづくりなどを組立てることとしております。今後ともご協力をお願いいたします。